

令和6年9月20日

各医療機関長様

宇都宮市医師会保険部

担当理事 依田 祐輔

医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いについて

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきまして厚生労働省より栃木県医師会を通じて通知がございました。本通知の概要につきましては、下記資料をご確認ください。

医療DX推進体制整備加算は、10月よりマイナ保険証利用率に応じて3段階の点数(加算1:11点、加算2:10点、加算3:8点)に見直しとなります。各加算の算定におけるマイナ保険証利用率の基準は、加算1で15%、加算2で10%、加算3で5%となりますが、令和7年1月1日以降は、利用率の基準が加算1で30%、加算2で20%、加算3で10%へと引き上げになります。

なお、マイナ保険証利用率は、毎月支払基金からメール等にて通知されますので、必ずご確認戴き加算1～3のいずれに該当するかを毎月ご判断下さい(マイナ保険証利用率の変更に伴う届出直しや取下げは不要です)。

また、**医療情報取得加算は、令和6年12月1日からマイナ保険証の有無に関わらず1点に統一されます。**

なお、本通知詳細及び本通知に関する疑義解釈資料(その1)につきましては、下記宇都宮市医師会ホームページよりご確認ください。

記

◆厚生労働省「医療DX推進体制整備加算・医療情報取得加算の見直しについて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001277499.pdf>

※ 御覧になれない場合には、プリントアウト版をお送り致しますので宇都宮市医師会(TEL:622-5255)までご連絡ください

◆【参考】医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いについて

宇都宮市医師会ホームページ：<https://uma.or.jp/hokenbu/bunsho/18>